

## ○保育を利用できる要件

① 1ヶ月に48時間以上労働することを常態としていること。

② 妊娠中、または出産後間がないこと。

※認定期間は、予定日の前8週の属する月の初日から出産後8週の属する月の末日まで。

③ 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。

④ 同居または長期入院等している親族の介護・看護していること。

⑤ 震災、風水害、火災、その他の災害の復旧にあたっていること。

⑥ 就学していること。(職業訓練校等における職業訓練を含む。)

⑦ 求職活動(起業準備を含む)であること。

※認定期間は、認定開始日から90日目の属する月の末日まで。

⑧ 虐待やDVのおそれがあると認められること。

⑨ 育児休業中(父または母の育児休業開始日に、すでに在籍している児童であること。)

※認定期間は、育児休業対象児が1歳6ヶ月になる年度末まで。

⑩ その他津山市が認める事由に該当するもの。

※ 日常の家事・育児は保育の利用を必要とする要件にはなりません。

## ○保育を利用できる要件及び利用できる保育時間

保育の利用を必要とする要件	保育の 必要量	利用できる保育時間
1ヶ月に120時間以上労働等を常態としていること。	保育 標準時間	1日11時間まで +必要に応じた延長保 育
妊娠中、または出産後間がないこと。		
疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。		
震災、風水害、火災、その他の災害の復旧に当たっていること。		
虐待やDVのおそれがあること	保育 短時間	1日8時間まで +必要に応じた延長保 育
1ヶ月に48時間から120時間未満労働等を常態としていること。		
求職活動(起業準備を含む)であること。		
育児休業中		